

公立高等学校等専攻科生徒奨学給付金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、全ての意志ある公立の高等学校等専攻科の生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高等学校等専攻科の生徒がいる低所得世帯を対象に給付する公立高等学校等専攻科生徒奨学給付金(以下「給付金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

なお、本給付金は国が実施する高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)に該当するものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高等学校等専攻科 公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の設置する専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程を有するもの又は、国家資格養成課程を有するものをいう。ただし、特別支援学校の専攻科を除く。

(2) 生計維持者 高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)(以下「国要綱」という。)別表1並びに別表2に規定する生計維持者をいう。

(3) 生徒(新制度) 国要綱別表1(同要綱第3条第3項各号のいずれかに該当する場合を除く。)に規定する高等学校等専攻科の生徒をいう。ただし、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和5年5月10日こ支家第47号)による措置費等の支弁対象となる者で、特別育成費(母子生活支援施設の生徒を除く。)が措置されている者及び特別支援学校の専攻科に在学する者を除く。

(4) 生徒(旧制度) 国要綱別表2(同要綱第3条第3項各号のいずれかに該当する場合を除く。)に規定する高等学校等専攻科の生徒をいう。ただし、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和5年5月10日こ支家第47号)による措置費等の支弁対象となる者で、特別育成費(母子生活支援施設の生徒を除く。)が措置されている者及び特別支援学校の専攻科に在学する者を除く。

(5) 生徒 生徒(新制度)及び生徒(旧制度)をいう。

(6) 災害等 令和6年1月1日以降に発生した災害等をいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の給付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、給付を受けようとする年度の7月1日(以下「基準日」という。)において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 公立の高等学校等専攻科に在学する生徒の生計維持者であり、県内に住所を有するもの

(2) 給付金を申請する年度において、次のいずれかの区分に該当する者

ア 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯(以下「住民税非課税世帯」という。)

イ 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額(以下「所得割合算額」という。)が105,500円未満である世帯(アの世帯を除く。)(以下「年収270～380万円相当の世帯」という。)

ウ 所得割合算額が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯(ア及びイの世帯を除く。)(以下「年収380～600万円相当の多子世帯」という。)

2 前項第2号に該当しない者のうち、給付を受けようとする年度の3月1日までに生計維持者の失職等その他やむを得ない事情により家計が急変し(以下「家計急変」という。)、経済的理由から基準日(基準日の翌日以降に家計急変があった場合は、家計急変があった日の翌月の1日。ただし、家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月の1日。)に前項第2号に相当すると認められるものは給付対象者とする。

3 第1項第2号ウに規定する「扶養する子が3人以上いる世帯」とは、3人以上の子等の生計維持者に生計を維持されている子等である生徒に係る世帯とする。「子等」とは、地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)に係る生計維持者の扶養親族又は特定親族(市町村民税の所得割の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が95万円以下である者に限る。)(当該生計維持者が、同日において同法の施行地に住所を有しない場合にあっては、これらに準ずる者として適切と認められる者)である者をいい、その者を自己の扶養親族又は特定親族としている生計維持者の年長者である者(生計維持者のいずれかの子である者を除く。)及び生計維持者のいずれかの尊属である者を除いた者及び当該者に準ずる者とする。なお、市町村民税の扶養親族に反映されない生計維持者に新たに生まれた子等(市町村民税における扶養の判定より後に、生計維持者に出生した実子など)も、扶養する子に含める。

(給付金の給付額等)

第4条 前条第1項に該当する者の給付金の給付額は、次の各表に定める額とする。

(1) 生徒（新制度）

区 分	生徒（新制度）1人当たりの給付金の給付額
ア 住民税非課税世帯	年額 50,500円
イ 年収270～380万円相当の世帯	年額 16,830円
ウ 年収380～600万円相当の多子世帯	年額 12,630円

(2) 生徒（旧制度）

区 分	生徒（旧制度）1人当たりの給付金の給付額
ア 住民税非課税世帯	年額 50,500円
イ 年収270～380万円相当の世帯	年額 10,100円
ウ 年収380～600万円相当の多子世帯	

2 前条第2項に該当する者の給付金の給付額は、次に掲げる区分に応じた額とする。

(1) 基準日以前に家計急変した者 第1項各号で定める額

(2) 基準日の翌日以降に家計急変した者 第1項各号に定める額に家計急変があった日の翌月（家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月）から当該年度の3月までの月数を乗じて、12月で除した額（1円未満の端数切捨て）

3 子の出生等により前条第1項第2号ウに該当する者の給付金の給付額は、次の各号に掲げる区分に応じた額とする。

(1) 基準日以前に子が出生等した者 第1項各号で定める額

(2) 基準日の翌日以降に子が出生等した者 第1項各号で定める額に、子が出生等した日の翌月（子の出生等が月の初日の場合は、子が出生等した月。）から当該年度の3月までの月数を乗じて、12月で除した額（1円未満の端数切捨て）

（前倒し給付）

第5条 給付金の給付を受けようとする年度に入学した生徒の生計維持者で、当該年度の4月1日において、第3条各項に該当する者は、4月から6月分に相当する額として、前条第1項、同条第2項第1号又は第3項第1号の給付額に4分の1を乗じた額の給付を受けることができる。（1円未満の端数切捨て）

2 前項の給付を受けた者で、基準日において第3条各項に該当する場合は、前条第1項、同条第2項

第1号又は第3項第1号の給付額から前項の給付額を差し引いた額を給付する。ただし、当該給付額を前項の給付額が上回る場合又は差し引いた額が5円となる場合は、前項の給付額を年額とする。

- 3 第1項の給付を受けた者で、基準日の翌日以降に家計急変し、第3条第2項に該当する場合は、前条第1項各号に定める年額から第1項の給付額を差し引いた額を上限として前条第2項第2号に定める額を給付する。
- 4 第1項の給付を受けた者で、基準日の翌日以降に子が出生等し、第3条第1項に該当する場合は、前条第1項各号に定める年額から第1項の給付額を差し引いた額を上限として前条第3項第2号に定める額を給付する。

(災害等に起因する給付額の加算)

第6条 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失又は毀損し、再度、制服の購入が必要である者のうち、次の各号いずれにも該当する者に対しては、給付額に第2項に定める額を加算した額を給付するものとする。

- (1) 給付対象者又は国が実施する高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)に基づき他の都道府県が給付した給付金を受けた者。ただし、前倒し給付のみを受けた者を除く。
- (2) 基準日(基準日の翌日以降に災害等が発生した場合は、加算に係る申請のあった月の翌月の1日。ただし、災害等が発生した日が申請のあった月の初日の場合は、申請のあった月の1日。)において、公立の高等学校等専攻科に在学する生徒の生計維持者であって、県内に住所を有するもの。
- 2 前項に該当する者の給付金の加算額は、次の各表に定める額とする。

(1) 生徒(新制度)

区 分	生徒(新制度)1人当たりの給付金の加算額
ア 住民税非課税世帯	年額 64,800円
イ 年収270～380万円相当の世帯	年額 21,600円
ウ 年収380～600万円相当の多子世帯	年額 16,200円

(2) 生徒(旧制度)

区 分	生徒(旧制度)1人当たりの給付金の加算額
ア 住民税非課税世帯	年額 64,800円
イ 年収270～380万円相当の世帯	年額 12,960円
ウ 年収380～600万円相当の多子世帯	

(給付申請及び認定)

第7条 給付金の給付を受けようとする給付対象者は、次に掲げる期間(以下「申請期間」という。)までに生徒の世帯の状況について、在学する高等学校等専攻科の校長(以下「校長」という。)又は県教育委員会に申請するものとする。

- (1) 第3条第1項に該当する者 当該年度の7月1日から10月30日(やむを得ない理由により申請期間に申請することができない場合は、12月31日)までの期間
- (2) 第3条第2項に該当する者のうち、基準日以前に家計急変があったもの 当該年度の7月1日から10月30日(やむを得ない理由により申請期間に申請することができない場合は、12月31日)までの期間
- (3) 第3条第2項に該当する者のうち、基準日の翌日以降に家計急変があったもの 随時
- (4) 第3条第1項第2号ウに該当する者のうち、基準日の翌日以降に子が出生等したもの 随時
- (5) 第5条第1項に該当する者 当該年度の4月1日から6月30日までの期間
- (6) 前条に該当する者のうち、災害等の発生日が基準日以前であるもの 当該年度の7月1日以降
- (7) 前条に該当する者のうち、災害等の発生日が基準日の翌日以後であるもの 随時

2 前項による申請は、次の表の左欄に掲げる生徒の区分に応じ、同表の中欄に掲げる提出先に、同表の右欄に掲げる書類を様式第1号による申請書に添付して行うものとする。

生徒の区分	提出先	書 類
県内の県立の高等学校等専攻科に在学する生徒	校長	ア 第3条第1項第1号に該当することを確認する書類 イ 第3条第1項第2号又は同条第2項に該当することを証明する書類
県外の高等学校等専攻科に在学する生徒	県教育委員会	ウ 県外の高等学校等専攻科に在学する生徒にあっては、様式第2号による在学証明書 エ 前条に該当する場合にあっては、当該事実を証明する書類

3 校長又は県教育委員会(以下「校長等」という。)は第1項に基づく申請を受理したときは、受給資格を審査し、給付を決定したときは様式第3号による支給決定通知書を、給付を決定しなかったときは様式第4号による不支給決定通知書を申請者に通知するものとする。

4 前項による支給決定通知書を受けた者は、第2項による提出先に様式第5号による振込口座届を提出しなければならない。

(給付回数等)

第8条 給付金は、年度ごとに給付することとし、給付の回数は1人の生徒につき年1回、在学している間の通算2回(高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回)を上限とし、前条第4項の規定に基づき提出された振込口座届により口座へ振り込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条に規定する給付に限り、分割して受けることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第6条に規定する加算額の給付は、当該災害等につき1回に限り受けることができる。

(代理受領等)

第9条 校長は、生計維持者からの委任状(様式第6号)の提出があるときは、給付金を代理受領し、当該生計維持者から徴収する授業料以外の教育費に充てることができる。

(給付金の返還等)

第10条 給付金は、基準日(第3条第2項の場合においては、基準日の翌日以降に家計急変があった場合は、家計急変があった日の翌月の1日(ただし、家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月の1日、第3条第1項第2号ウの場合においては、基準日の翌日以降に子が出生等した場合は、子が出生等した日の翌月の1日(ただし、子が出生等した日が月の初日の場合は、子が出生等した月の1日。))及び第5条第1項の場合においては、当該年度の4月1日。)の状況により給付するものとし、給付後に世帯状況の変化、生徒の休学及び退学があった場合であっても、校長等は生計維持者に給付金の追給又は返還の請求を行わないものとする。ただし、偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたときは全額返還の請求を行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関して必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行し、令和2年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行し、令和3年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行し、令和4年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 19 日から施行し、令和 5 年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 9 日から施行し、令和 6 年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 12 日から施行し、令和 7 年度分の給付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 7 月 30 日から施行し、令和 8 年度分の給付金から適用する。
- 2 令和 8 年度に限り、第 7 条第 1 項第 5 号の申請期間は、同号の規定にかかわらず、別に定める。